別紙

議事の経過

午後２時００分　開会

１　開会

司会　　皆様、本日はご多忙のところご参集いただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、これより第 9 回上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会を開催いたします。本日司会を務めさせていただきます資源循環組合の斉藤と申します。よろしくお願い申し上げます。

本日の出席者は委員 12 名のうち 11 名でございます。上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、委員の過半数が出席していることから、会議が成立することをご報告いたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。資料は事前に郵送させていただいておりますが、本日の次第が 1 枚、議事資料が 1 部、それから「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本計画（原案)」の冊子です。こちらの 3 点お手元にございますでしょうか。

２　委員長あいさつ

それでは次第の 2　委員長あいさつでございます。荒井委員長お願いいたします。

荒井委員長　　第 9 回の検討委員会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。聞きくところによりますと、今日が最終ということで今日答申をまとめるということになっています。

話は違いますが、先日新聞を見ていると、国土交通省が水道施設の広域化を進めるというようなことが記事になっていました。実際には広域化をやっているところはたくさんありますが、今人口が減少して行政サービスを維持できなくなる市町が出るということが予想されています。それを避けるために全国一律のサービスができるように広域化をしていこうという決定をしたと記事が出ていました。

そういう意味で言いますと、この上尾伊奈広域ごみ処理施設建設検討委員会は、その趣旨に十分かなうものであると考えています。先取りして検討を進めていると思っています。

今日は概算事業費あるいは事業方式、これらの説明を受けた後に答申案の審議をしていただく予定になっています。活発な議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

３　議事

司会　　ありがとうございました。次に議事に入ります前に、会議の傍聴定員についてご説明いたします。

傍聴定員につきましては会議室の広さ等を勘案して委員長が事前に定めるということになっております。事前に委員長にご相談の上、傍聴定員 20 名とさせていただいたことをご報告いたします。

それでは次第の 3　議事でございますが、委員会の設置条例に基づきまして、荒井委員長を議長とし議事の進行をお願いいたします。

荒井議長　　それでは私の方で進行させていただきます。

まず会議の傍聴ですが、本日の議題に特に非公開とすべき内容があるかどうかを事務局に確認します。いかがでしょうか。

事務局　　今回の検討委員会では、個人情報や特段非公開とすべき情報等を取り扱う予定はございません。

荒井議長　　ありがとうございます。

事務局によりますと今回の審議事項には特段非公開とすべき情報はないということでしたので、原則通り会議を公開するということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

異議なしということでございますので、それでは今回の検討委員会は公開するものと決定いたします。

事務局に確認いたします。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局　　11 名いらっしゃいます。

荒井議長　　どうもありがとうございます。では会議室に案内してください。

（1）概算事業費

それでは、「議題（1）　概算事業費」について説明お願います。

事務局　　着座のままご説明をさせていただきます。皆様のお手元の議事資料を開いていただきまして資料の 1 ページをご覧ください。

こちら 1-1 では、概算事業費の設定方法、概算事業費の算出結果、そして概算事業費の財源計画、財源構成、そして最後に今後の概算事業費の削減策についてご説明をいたします。

次のページ、2 ページをご覧ください。

概算事業費の算出に使用した元データは、今年の 3 月から 7 月に実施をしたメーカーヒアリングでご提供いただいた見積書となっております。このヒアリングでは 10 社にヒアリングをし、そのうち 6 社から回答をいただいております。建設費については各メーカーの平均値を採用しました。

また、運営費についても各メーカーの平均値を採用しております。ただし、運営費のうち、電気・水道などについては、使用量をヒアリングしておりますので使用量の平均値に一般的な単価を乗じて算出をしています。

3 ページをご覧ください。

概算事業費の算出結果となります。いずれも税込みとなっております。可燃ごみ処理施設が 394 億円、不燃粗大ごみ処理施設及び資源物処理施設の建設費が 204 億円、建設費の合計で 598 億円となりました。

※印の 1 つ目ですが、この金額は、事業の運営方法に従来方式である DB 方式を想定してヒアリングしたものとなります。近年では事業費の削減等を目的に、民間ノウハウを活用した運営方法を採用する例も多くなっております。民間ノウハウを活用した場合の費用削減効果については、次の報告事項の部分でご説明をいたします。

※印の 2 つ目ですが、この建設費の概算事業費には事業者選定までの業務委託費用や、環境影響評価にかかる費用、用地取得費用等は含んでおりません。

※印の 3 つ目ですが、運営維持管理費については、年間当たりで 17.8 億円を見込んでおります。また、売電収入については、年間当たり約 2.2 億円を見込んでおります。

矢印の下側となりますが、ごみ処理施設の建設費は、複合的な要因により高騰が続いており、今後の見通しを立てることも困難でございます。そのため、ただいまご説明をした概算事業費については、あくまで現時点での参考情報である点に注意する必要がございます。本事業の事業者選定は来年度からの 2 年間を予定しておりますが、その間に要求水準書（案）を作成し、それを基にして正式な見積もりを徴取する予定としております。そこで得たデータで最新情報に更新した上で、実際の入札公告を実施していく予定としております。

4 ページをご覧ください。

建設費 598 億円の財源計画、財源内訳をご説明いたします。建設費には国の循環型社会形成推進交付金の交付を見込んでおります。この交付金については、交付率が 2 分の 1 の部分と 3 分の 1 の部分がまざり合っておりますが、メーカーヒアリングの回答結果を基に算出した結果から、165 億円の交付を見込んでおります。地方債の起債する部分につきましては、国交付金の交付対象になった部分の補助裏とそれ以外とで起債可能な割合が異なっておりますが、合計では 365 億円を見込んでおります。この交付金と起債分を合計から除いた残りの 68 億円が一般財源からの支出を見込んでおります。

大きく分けると国交付金が 3 割、地方債が 6 割、一般財源が 1 割というような構成となっております。

続いて 5 ページをご覧ください。

事業費の削減についてご説明する前に、高騰の背景についてご説明をいたします。

1 つ目に建設業界での需要の増加ですが、東日本大震災以降続く国家規模の建設事業については、現在進行中の東京都心の再開発プロジェクトや各地での半導体生産の増強などを背景に、今後需要増加の傾向が続くことが想定されます。右側にございますが、官民合わせた国内の建設投資額は、この 15 年間増加の一途をたどっております。

2 つ目の資材・資源高騰については、不安定な世界情勢や資源不足を背景に各種建築資材が高騰しており、建築費指数についても、その右側に載

せておりますが増加をしているところとなります。
3つ目に人材不足ですが、これは建設業界にかかわらず、どの業界でも同じような状況になっておりますが、労働力不足や業界の高齢化に加え、近年の働き方改革も含め労働力が減少しており、そのことが人件費の増加に繋がっていると考えられます。
矢印の下側ですが、ごみ処理施設は焼却炉などのプラント設備の工事と土木建築工事の主に2つから構成される工事となっております。建設費全体に占める割合では、過去はプラント設備工事が全体の7割近くを占めておりましたが、現在では逆転する例もあると確認しており、急速に土木建築費のウエイトが増加をしております。プラント設備費についても、資材価格高騰などにより増加していることは確かですが、ごみ処理施設建設費高騰の主な原因は土木建築費の増加であると考えられます。
続いて6ページをご覧ください。
事業費の削減策についてご説明いたします。ごみ処理施設建設費の高騰は全国的な問題となっており、地方自治体の財政だけでなく、そこに交付金を投じる国財政にとっても重要な課題となっております。
今回、荒井委員長もご参加されていた「廃棄物処理施設の整備等にかかる低コスト研究会」が環境省に提案した内容を参考に、本事業で考えられる候補をまとめました。なお、ここでご説明する策などを対象として、来年度からの事業者選定の中で詳細な検討を実施する予定としておりますので、今回は検討対象となる候補のご紹介までとなります。
1つ目に要求水準書ですが、施設規模については可燃ごみ処理施設を日量180トンと現在想定をしておりますが、メーカーノウハウにより同じごみ量であっても、施設規模を小さくできる可能性もあることから、「○○トン以下」、「180トン以下」と指定をして、実際の施設規模はメーカー提案にゆだねるということを検討するのが案の1つとなります。また、「各種環境基準を満たした上で」という前提条件ではございますが、屋外機器設置や建屋の簡素化を提案可能とする案や、見学施設等の過剰提案を防止する案等が考えられます。先ほどご説明をした通り、土木建築費の増加が大きなウエイトを占めていると考えられることから、今ご説明したことは、いずれも土木建築費削減のために建物や設備を小さく、簡素にできないかという方向性での検討となります。
2つ目に採点方法ですが、ごみ処理施設の建設業者の決定においては、価格点の評価に加算式を採用する例が多くなっております。加算式とは、技術点と価格点を独立して評価して最後に足し算する方式です。価格点の評価方法にはこれとは別に除算式というものがございます。除算式は、技術点を価格点で割り算する方式で、最近の言い方にすれば、費用対効果もしくはコストパフォーマンスといった考え方を取り入れたものとなります。それぞれの方式に良し悪しがございますので、採用例の多さ少なさというだけではなく、両方式をしっかりと見比べて検討していきたいと考えております。
3つ目に審査基準ですが、過去のごみ処理施設の建設案件を見ると、世界的デザイナーによるデザインの採用といったように、ごみ処理施設の技術そのものからは外れてしまっている内容のものも見られます。当然、それぞれの自治体でそのときの経済状況、もしくはごみ処理施設の役割に対

する考え方は様々ですので、一様に何が良くてだめかということを議論することはできないと考えておりますが、今般の建設費の高騰をどうにかしなければならないという視点から議論するときについては、ごみ処理施設の基礎的な機能から外れた部分、そこにおける過剰な提案については避けるべきと考えられます。そのため、ごみ処理施設が安全に安定的に機能するために必要となる技術的で基礎的な審査を充実させることを検討する必要があると考えております。

また、価格点の比率ですが、過去の事例では40%とする例が最多となっておりますが、近年では価格点比率を50%に引き上げる例も見られます。技術と価格のバランスは慎重に検討する必要がありますが、他自治体の事例等も参考に価格点の比率の引き上げも検討する必要があると考えております。

最後に入札競争性ですが、この点は第7回検討委員会にて、今後どのように入札競争性を確保していくのかとご質問、ご意見をいただいておりました。

現在事務局で考えているものとしましては、メーカーに入札スケジュール等の情報を早めに伝達することを心がけることや、定量化限度額等の設定等によりダンピング防止を図ること、事業範囲、官民リスクの適切な設定により、メーカーが参加しやすい案件となるように工夫することが考えられます。

全国的にごみ処理施設の更新需要が集中する一方、供給側となるプラントメーカーの数は限られておりますので、何をやったら確実に何社以上が参入してくるといった簡単な方法はございませんが、極力プラントメーカーが早めに情報入手できるようにし、かつ、安心して参入できる環境を整えることが必要であると考えております。

議題1の説明は以上です。

荒井議長　　ありがとうございました。ただいまの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。はいどうぞ。

■■委員　　1点だけ教えてください。6ページの④の定量化限度額の設定等について、内容がわからなかったので教えてください。

事務局　　定量化限度額は、価格点評価の下限を設定することです。例えば200億円を下限とした場合、点数評価としては200億円分のところまでしか点数化しないということになります。仮にある企業が150億円で入札した場合でも、200億円で入札した場合と価格点評価は同じとなります。金額を下げても点数が上がっていかないので、ある一定程度から下げても得にはならないということで、ダンピング的な入札を止めることにつながると考えられます。

荒井議長　　その辺も含めて、今後設立が想定される事業者選定委員会で検討していく内容となります。

事務局　　令和8年度、9年度の事業者選定に向けて検討を行っているため、その

中でこのようなところもテーマとして考えていきたいということになります。

荒井議長　　ありがとうございます。他にございますでしょうか。
今言ったように、8年度、9年度に別の委員会を立ち上げて検討していくということですので、とりあえず今日の取り扱いについては報告を受けたということで済ませたいと思います。
よろしいでしょうか。

（異議なし）

【報告事項】事業方式

それでは2点目の報告事項の事業方針についての説明をお願いします。

事務局　　引き続き資料8ページをお開きください。
ごみ処理施設の建設から運営までの事業方式については、近年、民間事業者と連携することで効率化やそれに伴う経費削減を図ろうと従来方式だけでなく、PPPやPFIといった民間ノウハウを活用した方式の採用例が増加しています。民間ノウハウの活用を検討することは、国の交付金の交付要件ともされており、先ほどご説明した概算事業費の高額化も考慮すると、本事業においても民間活用を含めて事業方式を検討することとしました。
なお、事業方式の選定は、ライフサイクルコストの削減や財政負担の平準化など、今後数十年の自治体財政に大きな影響を及ぼすものとなりますので、国等のマニュアルを参考に組合と構成市町の財政部局等も交えて審議検討いたしました。本項ではその経過と結果をご報告いたします。
9ページをご覧ください。
まず、検討対象とする事業方式は、資料掲載のDB、DB+O、DBO、BTO、BOT、BOOの6方式としました。公共が単独で設計建設し運営する公設公営方式については、専門的な知識、技術を必要とするごみ処理施設では成立しづらいものとなりますので、除外をしております。これ以降は公共と民間が協力して設計建設をするDBを従来方式と位置付けております。
2点目に、事業期間の設定ですが、令和15年度稼働開始を予定していることから、設計建設期間はそこから逆算して6年間としております。また、稼働開始後の管理運営期間については、各市町村での採用事例が多い20年間としました。なお、ごみ処理施設の主要設備は約20年で全体的に耐用年数を迎えると言われておりますが、外側の建物自体は鉄筋コンクリート造などのため40～50年は耐用年数がございます。そのため、主要設備が耐用年数を迎える20年目あたりで基幹的な改良工事を行い、そこからさらに10年、20年使用し続けるというのが最近の考え方となります。今回、管理運営期間を20年間と設定をいたしましたが、これは新施設の管理を20年でやめてしまう、そこで廃止してしまうということではなく、大規模な基幹改良工事を行う20年目までを運営期間の一区切りにするという意味合いで設定したものとなります。

3点目に、官民の事業範囲とリスク分担については、他市町村事例等を参考に設定をいたしました。

詳細にご説明をすると100項目近くになってしまいますので、概要のみご説明をさせていただきますが、専門的な知識、技術を要する建設もしくは運営については、民間事業者の事業範囲とすることを中心に、官民連携が必要な部分については両者協力といたしました。また、売電収入や焼却灰などの副生成物の管理は公共が責任を持って管理することを基本としましたが、それらの一部については収入源ともなることから、一部インセンティブ化することについても検討対象とすることとしました。リスク分散については帰責事由が明らかなものは帰責者がリスクを負い、それ以外は両者協力して対応することを基本としております。

ただいまご説明したことを基本条件として、メーカーヒアリングを実施いたしました。対象は10社で過去実績等から本事業に参入可能と考えられるメーカーを網羅しております。

10ページをご覧ください。

メーカーヒアリングの結果をご説明いたします。

質問の最初で本事業への関心をお聞きしました。10社中6社が関心ありとしております。これは先日の検討委員会でご説明した別のヒアリングと同じ結果となっております。

次に6方式のうちで望ましいと思う方式を複数回答でご回答いただきました。

結果についてはDBが4、DB＋Oが5、DBOが5、BTOが1、BOT及びBOOは0となっております。

次に事業期間についてはすべて適当との回答がございました。ですので設計建設6年、管理運営で20年間ということで基本的には進めていきたいと考えております。また事業範囲につきましては、一部不適当との回答がございました。不適当の内容としては、民間所掌としたインフラ引込等を組合の範囲とすることなどが挙がっておりました。また、売電収入について、これをすべて公共が管理することをどう思うかと聞いたところについて、2社が不適、つまり民間側で一部を管理したいという意見がございました。

また、焼却灰などの副生成物はすべて公共側で管理することが望ましいとの回答でございました。

最後にリスク分担ですが、帰責事由が明らかでないものについては、官民が協力して対応することと設定をしておりましたが、基本的には公共側で対応して欲しいということで不適当との回答が複数ございました。

なお、事業範囲やリスク分担に関する不適当といただいた回答につきましては、あくまで民間事業者側から見た意見となっております。重要となるのは官民のバランスを考慮することと考えております。今回の回答については、来年度以降の事業者選定の手続きにおいて参考とする予定としております。

続いて、下半分の評価対象の絞り込みですが、検討対象とした6方式からDB、DBO、BTOの3方式へと絞り込みを行いました。ここでDB＋Oを除外した理由については、DB＋OとDBOとの比較において、民間ノウハウの活用具合や入札スケジュール等の点でデメリットが多いため、今後

検討対象に残しても DBO に優ることは想定されないことから、事前に除外をしております。また、BOT と BOO については民間事業者から望ましいとの回答がなかったため、除外をしております。

続いて 11 ページをご覧ください。

11 ページには、最終的な検討対象とした 3 方式の特徴を掲載しております。工場が描かれた図の部分でございますが、いずれも「公共」と書かれたところから右側の「工場」の絵に向かって「施設所有」と書いております。今回、最終候補とした 3 方式については、いずれも公共が施設の所有者であるという点で共通しております。その中でも、一番左の DB では公共と工場の間に設計建設、維持管理、運営がそれぞれ別々に矢印で結ばれています。これは建設から維持管理、運営に至るまでの各段階で個別に事業者を選定して、別々に契約することを意味しておりますので、その都度、契約相手が変わる可能性がございます。

真ん中の DBO では、公共と工場の下側に設計建設と維持管理・運営が大きな枠で囲われてひとまとめになっております。これは設計建設、維持管理・運営までを一括で契約することを意味しておりますので、同じメーカーが最初から最後まで関わることとなります。

なお、一番右の BTO は DBO と大きな構造に変わりはございませんが、1 点違いとしては一番右側のところの図の真ん中に「金融機関」と書かせていただいた存在でございます。これは民間事業者が金融機関から資金調達をするということを指しております。なお、民間事業者が金融機関から資金調達する場合であっても、当然その民間事業者が後々金融機関に借りたお金を返済していくことになりますので、公共側からはその返済分に充てるという形で割賦払いをして、お金を支払っていく必要がございます。あくまで誰の名義で資金を調達するかという点でございますので、公共側がお金を支払わなくて済むというような方式ではございません。

表の一番下、財政負担のイメージでございますが、自治体財政においては事業費の総額だけではなくて、どの年度にどのくらいの支払いが必要になるかについても重要な要素となります。ごみ処理施設の維持費については、施設が新しいうちはあまり掛からず、老朽化してくると一気にお金がかかることが想定されます。

その場合、維持管理・運営を 1 年から数年の間で契約し直す DB 方式についてはその都度、契約金額を支払う必要があるため、コストを平準化することが困難となります。

図においても、運営期間の部分のコストが凸凹となっております。また、右 2 つ DBO と BTO では、設計建設から運営までを一括発注しておりますので、各年度の支払額を平準化することが可能となります。

右の 2 つ DBO と BTO の違いについては、BTO は民間事業者が金融機関から資金調達を行う分、最初に公共から事業者に支払うイニシャルコストは下がる傾向がございますが、資金調達分は先ほどご説明した通り、その都度、割賦払いをする必要がありますし、また民間事業になることで公共事業の場合にはかからない各種税金等が増額になる可能性があるため、運営期間中の毎年度の支払い額は DBO に比べて増額することが考えられます。

続いて 12 ページ、A3 資料です。

こちらは今残っている 3 方式の定性評価の内容でございます。定性評価においては、他市町村の定性評価の事例を参考に、基本構想の 4 つの基本方針を踏まえて、評価項目、評価の視点、評価基準を決定し、比較・評価をしました。詳細は資料をご覧いただければと思いますのですべての説明はいたしませんが、結果として一番下側の部分、DB が 24 点、DBO が 29 点、BTO が 26 点と評価をいたしました。

13 ページをご覧ください。

先ほどご説明したのが定性評価になりまして、この 13 ページについては定量評価となります。議事 1 で扱った概算事業費を基本として、そこに各事業方式で必要となる税金や金利等を加味するとともに、民間ノウハウを活用した場合に期待できるコストダウンを考慮して、それぞれのライフサイクルコストを試算しました。その上で、従来方式と位置付けた DB を比較元とした場合に、ライフサイクルコストでどのくらいのコストダウンを期待できるかを VFM という数字で評価をしております。

算出結果としては、DB を基準とした場合、DBO では VFM が 3.89%、BTO では 0.95%となりました。この場合、DBO ではライフサイクルコストが 3.89%削減、金額で言うとその上にございますが約 19 億円の削減が期待できるということで、VFM が最も期待できるという評価といたしました。

14 ページをご覧ください。

ただいまご説明をした定性評価と定量評価、こちらを総合的に考慮し、組合と構成市町で協議した結果、事業方式は DBO 方式を採用することと決定しましたので報告いたします。

説明は以上です。

荒井議長　ありがとうございます。

ただいま事業方式について、事務局と 2 市町との調整の結果、DBO 方式を採用するという説明であります。何かこの件についてのご質問ありましたら、よろしくお願いします。

■■委員　DBO 方式を取り入れるのは処理施設のみでしょうか。あるいはそれに付随する、例えば体育施設や集会所など、その辺りは DBO 方式でやるのでしょうか。

事務局　DBO 方式ではあくまでもごみ処理施設の整備運営ということを基本に考えていまして、管理棟に整備する予定の研修施設等もありますが、そのようなところの運営については今後の検討課題となっています。

荒井議長　はい、どうもありがとうございます。他に何かございますか。

■■委員　このメーカーヒアリング結果の事業範囲について、売電収入を公共で管理することに対しては 6 社中 2 社しか不適と言わなかったとのことでした。また、副生成物で、焼却灰はあくまでもごみなので自治体に処理責任がありますが、その他の資源物は資源として売却益が出るのに、それに対してもすべて民間とすることは全社が不適当というのは、インセンティブ

がもらえるのにいらないと言ったということなのでしょうか。質問の仕方がよかったのか悪かったのか、少し引っかかったのでお聞きしたいと思います。

事務局　　2点ほどいただきまして、売電の収入の関係、もう1つは副生成物の話です。

まず、売電のところで言いますと6社中2社が不適当と言うところであったのですが、6社中2社は事業者側でもいいのではないかといった意見になります。その事業者側の意見としては、全部というよりかは一部をインセンティブとして民間の管理であってもいいのではないかという回答でした。その方が、例えば売電量を増やす取組、あるいは運営するときに節電をするなど、そのようなところに返ってくる可能性も考えられます。

全部を事業者とすると、場合によっては入札の価格に反映して安くなることが考えられるかもしれませんが、事業者側としては今後何十年間といった売電収入を計算する必要が生じることや、ごみ量やごみ質の変動、売電単価が下がるなどのリスク等もあって、回答がばらけています。

荒井議長　　ありがとうございます。副生成物の話についてはいかがでしょうか。

事務局　　今回、副生成物については、焼却灰は組合が所管することを想定しておりましたが、今お話しいただいた資源物、特に最近は金属類の値段が上がっておりますので、焼却灰と有価資源をまとめて民間所管にするのはどう思うかという聞き方をしました。有価資源を考慮しても、副生成物全体で総合的に判断すると民間の得にならないという回答になったものと認識しております。

荒井議長　　ありがとうございます。

事業方式を決めるための想定ということで、今後、事業者選定の中でどうするかは当然検討していくことになるので、よろしくお願いします。他に何かございますか。

それではこの事業方針の検討については、事務局と構成市町の3者が協議して、これを選定したということでございますので了承したいと思います。よろしくお願いします。

（2）答申（案）

それでは議題（2）答申（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局　　議題（2）答申（案）について説明させていただきます。

初めに、16ページをお開きください。

こちらでは中間答申以降の第6回から第9回までの審議内容、第7回、第8回については審議結果を掲載してございます。すでに審議決定してきた内容になりますので、改めて説明は省略させていただきますが、可燃ごみ処理方式については昨年度から2か年かけて選定を行い、ストーカ式としたところでございます。

17 ページをお願いいたします。

上尾伊奈ごみ広域処理施設に関わる整備方針等として、昨年度と今年度の 2 か年をかけて調査審議していただきまして、施設整備における基本的な諸条件についてとりまとめることができました。

本日の検討委員会が最後となりますので、これまでの検討結果を上尾伊奈資源循環組合の管理者に答申したいと考えております。

答申案は事務局にて作成をさせていただきました。

こちら「2.提出資料」でございますが、検討内容を知らせるものとして、中間答申以降の第 6 回から第 9 回までの検討委員会の議事資料と議事録、そして、お手元に配付してございます「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本計画（原案)」を付けて中間答申したいと考えております。

そこで「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本計画（原案)」について説明させていただきたいと思います。お手元に冊子をご用意ください。

こちらの原案の内容については、これまでの検討委員会で調査審議した事項の結果を取りまとめたものとなりますので、詳細な説明はいたしませんが、目次に沿って簡単ではありますが説明させていただきます。

第 1 章では基本的事項として、本計画の目的や位置づけ、建設予定地や施設整備基本構想で定めた 4 つの基本方針を掲載しています。

第 2 章では、基本条件の設定といたしまして、給水や排水の方式などのインフラ条件、基本構想から見直しを行った処理対象物や施設規模を掲載しています。

第 3 章では、可燃ごみ処理方式の選定として、検討委員会では 2 か年かけて 1 次、2 次、3 次と選定を行いストーカ式としましたが、選定経過が分かるように順を追って掲載しています。

第 4 章では、公害防止基準として、排ガスでは法規制値よりも厳しい自主基準値を設定したところです。

第 5 章余熱利用計画、第 6 章施設配置計画、第 7 章施設有効活用計画では、それぞれ計画内容を掲載しています。

第 8 章土木建築計画、第 9 章プラント計画では、専門的な分野でございますのでなるべく図表を使用して説明を掲載しています。

煙突高さや炉数の設定についてはプラント計画に掲載しています。

第 10 章概算事業費、第 11 章事業方式については、本冊子では空欄となっていますが、本日の内容を踏まえ掲載させていただきます。

最後に第 12 章として、事業スケジュールを掲載しておりまして、令和 15 年度の稼働開始に向けて取り組んでまいります。

なお、冊子の内容については、今後パブリックコメントにて市民町民の皆様に公表しご意見をいただくことから、読まれた方が分かりやすくなるような言い回しや説明の追加などを事務局にて適宜修正を行いたいと考えておりますので、その部分につきましては委員長一任とさせていただければと思います。

3．答申の趣旨です。

本委員会では上尾伊奈資源循環組合の上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本計画の策定に資することを目的に、新たなごみ広域処理施設整備における基本的な事項について検討を行いましたので報告をします。なお、次の項に付帯意見を申し添えます、として 3 点ほど付帯意見を付けさせていた

だいております。
中点が 3 つございますが、1 つ目、「施設整備基本計画の策定にあたっては、市民町民の皆様に分かりやすく説明し、幅広く意見を聴きながら計画策定していくこと」といたしまして、次のページになりますが基本計画の周知等についての取組みを説明させていただきたいと思います。
続きまして 2 つ目、「新施設建設予定地周辺にお住いの皆様に対しては、特に与える影響が大きいことから、十分な周知を図り、意見を聞く機会を設けながら事業を進めていくこと」としています。特に与える影響というところで、公害等の面では公害防止基準値と自主基準値と設けておりまして影響がないように取り組んでいるところでございますが、今後工事等を行っていく上で影響等が考えられますのでそのあたりも周知を十分に行っていきたいと思っております。
3 つ目、「昨今の社会情勢や経済情勢により事業費が高騰していることから、より経済的な施設整備や運営の仕様等を検討する等、引き続き事業費の精査・検討を進めていくこと」は、本日の議題にもございましたが、事業費が高騰していることから今後事業費の精査、検討を付帯意見として申し上げさせていただいたところでございます。
最後にお手元の 18 ページをお願いいたします。
管理者への答申ですが、12 月 8 日の午後 2 時から上尾市役所の市長公室を予定してございます。本検討委員会からご出席いただきますのは荒井委員長だけとなります。組合からは正副管理者が出席予定となります。また、先ほど事務局案でご提示した答申案の付帯意見についてですが、「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本計画（案）」について、資料記載の日程でパブリックコメント及び市内・町内の各地域をまわって住民説明会を開催する予定としております。開催にあたりましては、組合ホームページのほか、市町のホームページ、広報誌等も活用して広く周知して参ります。パブリックコメントなどでいただいた意見を踏まえ、今年度中に整備基本計画を策定していく予定となっております。
議事（3）の説明は以上です。

荒井議長　　ありがとうございました。
ただいま、事務局から基本計画の原案について説明がありました。それをパブリックコメントにかけて、必要な修正があれば修正をし、最終案としてまとめるということでございます。このことについて何かご意見・ご質問ございましたらお願いいたします。
基本的に今まで議論した内容を取りまとめているということですので、今後、パブリックコメントをかける中でまた皆様方からご意見等もあり得るかと思いますが、今出てこないということでしたら、その修正については事務局と私の方に一任いただければということでよろしいですか。
（異議なし）
それではそのように取り扱いたいと思います。
もし何かありましたら事務局の方に申し出ていただけたらと思います。よろしくお願いします。
それではこれで議事の全てが終了いたしました。委員の皆様から、本日の検討委員会全体として何か意見等ございましたらよろしくお願します。

■■委員　　小さなことですが、気になったのはアンケートで 10 社中 4 社辞退されたという、半分近くが辞退するというのはなぜかと素朴に思っています。この辺について何かおわかりでしたらお聞きしたいです。

事務局　　ごみ処理方式の選定時にもこのような話題があったと思いますが、メーカー側ではアンケートが重なってる時期なのではないかと思います。ダイオキシン問題から当時ごみ処理施設が新設されまして、ちょうど今が建替えの時期を迎えているところで、県内でも我々と同じぐらいの時期に発注を準備している話もあります。それを全国的に考えますと、さらに数が多くなってくるというところで、プラントメーカー側の技術者の数もありますし、メーカーにとってもある意味で選別的なところがあるのかわかりませんが、その辺りの要因が現状あるのではないかと思います。

荒井議長　　ありがとうございます。
会社数そのものは多くない業界の中で、全国の需要を賄うには少し手が足りないということもあるのではないかという答えになりました。他にございますでしょうか。
それではこれですべての議事が終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。事務局にお返しします。

4　その他

司会　　荒井委員長ありがとうございました。
それでは次第の方に戻りまして、4 番「その他」ですけれども、委員の皆様の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

5　閉会

それでは閉会にあたりまして、長谷川副委員長からお言葉を頂戴したいと思います。

長谷川副委員長　　本日の委員会におきまして、DBO 方式をお認めいただきました。また、答申案についてもご承認いただきました。委員の皆様方には 2 年間にわたりご審議をいただきお礼申し上げます。ありがとうございました。

司会　　長谷川副委員長ありがとうございました。
それでは議事すべて終了となります。昨年度から今年度にかけまして、長期間ご審議いただきまして誠にありがとうございました。すべて終了となります。
これで第 9 回建設検討委員会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

午後３時００分　閉会